

「保安林整備等のあり方に関する検討会」  
～中間報告のポイント～

「地球温暖化防止森林吸収源10ヵ年対策」においては、森林の整備・保全の観点からの取組として、

- ① 健全な森林の整備
- ② 保安林等の適切な管理・保全等の推進
- ③ 国民参加の森林づくり等の推進

が重要な課題として取り上げられており、これらの課題に対応した取組の展開が必要。

〈健全な森林の整備〉

間伐等が行われず森林の機能低下を招きかねない箇所<sup>①</sup>の解消を図る対策の強化が必要

- 施業確保の措置としての要間伐森林制度の適確な運用が必要。
- 森林所有者等への指導の徹底と併せ、制度面についても実効性を高めるよう改善することが適当。

〈保安林等の適切な管理・保全等の推進〉

指定目的に即して保安林の機能を持続的に発揮させていくことが必要

- 森林法による行為規制と併せ、機能が低下した保安林のうち施業の実施を早急に必要とするものについて、森林所有者等による施業を確保するための恒久的な制度を創設することが適当。
- この場合、治山事業を実施する必要があるときは、これを円滑に行えるようにすることが適当。

〈国民参加の森林づくり等の推進〉

森林の整備・保全に国民が一定の役割を果たすことにつき、国民の意識の醸成を図ることが必要

- 森林ボランティア活動が円滑に行われるような仕組みとして、新たな協定制度を創設することが適当。